

新型コロナウイルス感染症における 入院給付金等の取扱い変更について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

当社で実施している新型コロナウイルス感染症により宿泊施設や自宅にて療養された場合の特別取扱い（以下「みなし入院」）および同疾患による災害死亡保険金等のお支払対象を、2023年5月8日（月）以降は以下のとおりといたしますので、お知らせいたします。

1. 「みなし入院」による入院給付金等のお取扱いの終了について

当社では、2020年4月より、新型コロナウイルス感染症と診断された方につきましては「みなし入院」をお支払対象とし、2022年9月26日以降は「みなし入院」のお支払対象を「重症化リスクの高い方」に限定しておりましたが、2023年5月7日（日）をもって「みなし入院」のお取扱いを終了します。

なお、2023年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」のお支払対象となる方につきましては、2023年5月8日以降となってもご請求いただけます。

＜ご参考＞ 新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払範囲

ケース (新型コロナウイルス感染症 の陽性診断日)		2022年9月25日 以前	2022年9月26日 ～2023年5月7日	2023年5月8日 以降
入院された場合		○ お支払対象	○ お支払対象	○ お支払対象
宿泊施設や 自宅で療養 された場合 (みなし入院)	重症化リスク の高い方(*)	○ お支払対象	○ お支払対象	× お支払対象外
	上記以外の方	○ お支払対象	× お支払対象外	× お支払対象外

(*) 重症化リスクの高い方とは、「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新型コロナウイルス罹患により酸素投与が必要な方」「妊娠されている方」となります。

※自治体・保健所等で使用されている My HER-SYS（新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム）の療養証明書機能については、2023 年 9 月末まで利用可能と厚生労働省より発表されております。2023 年 10 月以降は「みなし入院」による入院給付金等をご請求いただくことが困難となる恐れがあることから、My HER-SYS の療養証明書機能をご利用のうえ、お早めにご請求をいただきますようお願いいたします。

2. 「みなし入院」の見直しの背景について

当社の医療保険の入院給付金等は、ご契約の保険約款において「医師による治療が必要」であり、「自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り」「常に医師の管理下において治療に専念する」場合にお支払する旨を定めております（下記の約款上の「入院」の定義をご参照ください）。

<ご参考> 約款上の「入院」の定義

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

宿泊施設や自宅での療養は、約款上の「入院」の定義には該当しないものの、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）（以下、感染症法）により「入院勧告・措置」等の対象であったことから、社会情勢等をふまえ、お客さま保護の観点から、「入院」と同等にみなす特別取扱いを実施してまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症につきましては、2023 年 5 月 8 日から感染症法上の五類感染症に位置づけることとされました。これにより 2023 年 5 月 8 日以降は、感染症法上の「入院措置・勧告」等の対象ではなくなることから、「入院」と同等とみなすことができないため、今般、「みなし入院」のお取扱いを終了することといたしました。

なお、特段の事情により、2023 年 5 月 8 日の感染症法上の分類変更が予定どおりに行われず、本掲載内容に変更が生じた場合には、改めてお知らせいたします。

3. 災害死亡保険金等のお支払対象の変更について

当社の災害による死亡等を保障する商品においては、2020 年 4 月に新型コロナウイルス感染症に関する特則を設け、所定の感染症に該当するものとして、新型コロナウイルス感染

症を災害死亡保険金等の対象疾患としてまいりました。

このたび2023年5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症は五類感染症に分類されることとなったため、同特則における所定の感染症に該当しなくなることから、同日以降については、個人保険・財形保険における災害死亡保険金等のお支払いの対象外となります。

<ご参考> 新型コロナウイルス感染症により死亡された場合のお支払範囲

ケース (新型コロナウイルス感染症の発症日)	2023年5月7日以前	2023年5月8日以降
死亡保険金等	○ お支払対象	○ お支払対象
災害死亡保険金等	○ お支払対象	× お支払対象外

<ご参考> 新型コロナウイルス感染症に関する特則（一部抜粋）

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）で定められている新型コロナウイルス感染症についても、…（中略）…定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および指定感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

以上